

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B病院（以下「B病院」という。）に保健師として採用され勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、訪問看護のため自転車にて患者宅に向かう途中、前方から走行してきた自転車と接触し、その衝撃により自転車ごと転倒した（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故後、仕事を継続し、翌日に勤務先でもあるB病院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、通院による療養を開始した。この「頸椎捻挫」については、業務上の災害による傷病であると認定され、療養補償給付が支給されている。

その後、請求人は、本件事故により恐怖、不眠、フラッシュバック等の症状が出現したため、平成〇年〇月〇日、B病院に受診したところ「外傷後ストレス障害」と診断された。

請求人は、上記精神障害を発病したのは本件事故が原因であるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件事故後の請求人の心身の変調等をICD-10の診断基準に照らし検討すると、本件事故後から徐々に恐怖感の症状が出現し、受診時にはめまいや頭痛も出現してきた状況から、請求人は、平成〇年〇月中旬頃、「F4 ストレス関連障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会も請求人の症状の推移等に鑑み、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度の

もの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 本件疾病発病前おおむね6か月間における発病に関与したと考えられる出来事については、平成〇年〇月〇日に発生した本件事故が認められる。

これは、認定基準別表1の具体的出来事のうち「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当する。しかしながら、請求人は「頚椎捻挫」等を負ったが、本件事故当日も仕事を続け、本件事故の翌日に受診した医師からは「症状はそれほど重くないので働きながら通院可能ですよ。」と言われた旨を述べており、入院加療を要することなく、受傷の程度や治療経過からも重篤な後遺症を残すものではなかったと考えられることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、本件事故を認定基準別表1の「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめても、請求人の負傷の程度、本件事故時の相手方との接触状況等から、当該事故は悲惨とまでは認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断するのが妥当である。

(イ) 請求人らは、本件事故が本件疾病の原因であり、本件事故は「死を予感させる程度の事故」であり、請求人が本件事故により受傷した頚椎捻挫は通院加療であったが重篤であったなどと主張するが、再審査請求理由書には「本件事故および本件ケガは『業務に関連し、本人の負傷は軽度・無傷であった』」と明記されており、このほか本件の一件記録からみられる本件事故の状況、本件事故後の療養経過等を精査しても、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)に説示のとおり、本件事故に係る心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(4) 以上のことから、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷は全体評価としても「弱」であって、「強」には至らず、請求人の本件疾病は業務上の理由によるものとは認められない。

なお、請求人らは、心理的負荷の評価に際しては、平均的な人を基準にするべきではなく、脆弱性の最も大きい人を基準にするべきである旨主張する。

認定基準においては、労働者の職種や経験等は様々であり、労働者に与える心理的負荷の程度を一律に定めることは適当ではないため、労働者の属性に基づく修正をすることによって公平性を保つ必要があるとして、精神障害を発病した労働者と職種、職責、年齢、経験等が類似する者、すなわち「同種労働者」にとってどの程度の心理的負荷であるかを判断する手法を取り入れているところであり、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。